# 附属幼稚園　非常勤講師（パート）の募集

| | |
|---|---|
| 募集職種 | 非常勤講師（パートタイム職員） |
| 勤務場所 | 富山大学教育学部附属幼稚園（富山市五艘） |
| 募集人数 | １名 |
| 仕事内容 | 幼児教育（授業及び保育）に関する授業の担当<br>（変更の範囲：無） |
| 雇用期間 | 令和８年１１月１６日以降のできるだけ早い日　～　令和９年３月３１日 |
| 必要な資格・経験 | 幼稚園教員免許<br>幼稚園や保育所、認定こども園等の勤務経験のある方 |
| 就業時間 | コマ単位での就業となります。<br>週５日、以下の４コマ全てを担当いただきます。<br>８時３０分～９時３０分<br>１０時００分～１１時００分<br>１１時３０分～１２時３０分<br>１３時００分～１４時００分<br>週所定労働日数　週５日（月曜日～金曜日）<br>行事のため、土・日曜日に勤務をお願いする場合があります。 |
| 休　日 | 土・日曜日，祝日（その他：冬休み、春休み期間は勤務なし） |
| 給与 | １コマ　３，２２０円 |
| 保険等 | 健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金へ加入 |
| その他 | 交通費支給（マイカー通勤可） |
| 応募書類 | ・履歴書（様式任意・写真貼付）<br>・職務経歴書（様式任意）<br>〇上記書類を郵送または持参してください |
| 応募締切 | 随時募集（適任者決定次第締切） |
| 応募書類送付先（問合先） | 〒９３０-８５５５　富山市五福３１９０<br>富山大学総務部人事課　長谷川　宛<br>ＴＥＬ：０７６―４４５―６５２３<br>※応募書類の封筒に「非常勤講師（幼稚園）」と朱書きしてください。 |
| 選考方法 | 書類選考合格者に対して面接を実施します<br>履歴書に連絡の取りやすい電話番号を記載してください |

| | |
|---|---|
| 特記事項 | ・本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。<br>・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。<br>・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。<br><br>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文をご参照ください。 |

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。